

神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市市税条例施行規則（昭和30年11月規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（市税の減免額の算定）</p> <p>第4条の2 [略]</p> <p>2 前項の規定によつて得た額に100円未満の端数があるときは、次に掲げる税額ごとにその端数金額を切り上げるものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>軽自動車税</u>に係る税額</p> <p>(8)～(13) [略]</p> <p style="text-align: center;">（<u>軽自動車税</u>の納付義務の免除の規定を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第20条 条例第69条の2第1項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の納付義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に納付義務</p>	<p style="text-align: center;">（市税の減免額の算定）</p> <p>第4条の2 [略]</p> <p>2 前項の規定によつて得た額に100円未満の端数があるときは、次に掲げる税額ごとにその端数金額を切り上げるものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>種別割</u>に係る税額</p> <p>(8)～(13) [略]</p> <p style="text-align: center;">（<u>種別割</u>の納付義務の免除の規定を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第20条 条例第69条の2第1項の規定によつて<u>種別割</u>の納付義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に納付義務の</p>

務の免除を必要とする理由を証明する書類を添え、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(条例第70条第1項に規定する標識の交付等)

第21条 条例第70条第1項に規定する標識の交付を受けるべき者（条例第64条の2第3項の規定により軽自動車税を課されることとなる使用者及び条例第64条の3の規定により軽自動車税を課されない者を除く。）は、条例第68条第1項前段の規定による申告をする際に当該標識の交付を受けなければならない。

2～5 [略]

6 条例第70条第1項の規定により標識の交付を受けた者は、当該標識を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、直ちに市長に軽自動車税に係る標識の再交付申請書を提出し、標識の再交付を受けなければならない。

(検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車に係る軽自動車税納税証明書の交付)

第23条 市長は、検査対象軽自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第

免除を必要とする理由を証明する書類を添え、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(条例第70条第1項に規定する標識の交付等)

第21条 条例第70条第1項に規定する標識の交付を受けるべき者（条例第64条の2第3項の規定により種別割を課されることとなる使用者及び条例第64条の3の規定により軽自動車税を課されない者を除く。）は、条例第68条第1項前段の規定による申告をする際に当該標識の交付を受けなければならない。

2～5 [略]

6 条例第70条第1項の規定により標識の交付を受けた者は、当該標識を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、直ちに市長に種別割に係る標識の再交付申請書を提出し、標識の再交付を受けなければならない。

(検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車に係る種別割納税証明書の交付)

第23条 市長は、検査対象軽自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第

185号) 第59条第1項に規定する検査対象軽自動車をいう。以下この条において同じ。) 又は二輪の小型自動車について、現に軽自動車税の滞納がない場合又はその滞納していることが天災その他やむを得ない理由によるものである場合においては、当該検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車に係る軽自動車税の納税者の申請によつて、当該納税者に同法第97条の2第1項に規定する書面を交付する。

2 [略]

(軽自動車税納税証紙の購入場所)

第24条 条例第71条の2第2項に規定する合衆国軍隊の構成員等が軽自動車税納税証紙を購入すべき場所は、市役所とする。

185号) 第59条第1項に規定する検査対象軽自動車をいう。以下この条において同じ。) 又は二輪の小型自動車について、現に種別割の滞納がない場合又はその滞納していることが天災その他やむを得ない理由によるものである場合においては、当該検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車に係る種別割の納税者の申請によつて、当該納税者に同法第97条の2第1項に規定する書面を交付する。

2 [略]

(種別割納税証紙の購入場所)

第24条 条例第71条の2第2項に規定する合衆国軍隊の構成員等が種別割納税証紙を購入すべき場所は、市役所とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																										
<p>(徴税吏員証等の様式)</p> <p>第32条 次の各号に掲げる徴税吏員証その他の書類等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>(種別)</td> <td>(根拠法規)</td> <td>(様式)</td> </tr> <tr> <td>(1)～(10の6) [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10の7) 軽自動車税の免除に係る否認決定について</td> <td><u>法第456条</u> 条例第71条</td> <td>第10号の7様式</td> </tr> <tr> <td>(10の8)～(18) [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(19) 軽自動車税納税証紙</td> <td>条例第71条の2第2項</td> <td>第19号様式</td> </tr> <tr> <td>(20) 軽自動車税証紙納税済印</td> <td>条例第71条の2第3項</td> <td>第20号様式</td> </tr> <tr> <td>(21) 軽自動車税納税証明書</td> <td>第23条</td> <td>第21号様式</td> </tr> </table> <p>(申告書等の様式)</p>	(種別)	(根拠法規)	(様式)	(1)～(10の6) [略]			(10の7) 軽自動車税の免除に係る否認決定について	<u>法第456条</u> 条例第71条	第10号の7様式	(10の8)～(18) [略]			(19) 軽自動車税納税証紙	条例第71条の2第2項	第19号様式	(20) 軽自動車税証紙納税済印	条例第71条の2第3項	第20号様式	(21) 軽自動車税納税証明書	第23条	第21号様式	<p>(徴税吏員証等の様式)</p> <p>第32条 次の各号に掲げる徴税吏員証その他の書類等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>(種別)</td> <td>(根拠法規)</td> <td>(様式)</td> </tr> <tr> <td>(1)～(10の6) [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10の7) 軽自動車税 <u>(種別割)</u> の免除に係る否認決定について</td> <td><u>法第463条の23</u> 条例第71条</td> <td>第10号の7様式</td> </tr> <tr> <td>(10の8)～(18) [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(19) 軽自動車税 <u>(種別割)</u> 納税証紙</td> <td>条例第71条の2第2項</td> <td>第19号様式</td> </tr> <tr> <td>(20) 軽自動車税 <u>(種別割)</u> 証紙納税済印</td> <td>条例第71条の2第3項</td> <td>第20号様式</td> </tr> <tr> <td>(21) 軽自動車税 <u>(種別割)</u> 納税証明書</td> <td>第23条</td> <td>第21号様式</td> </tr> </table> <p>(徴税吏員証等の様式)</p>	(種別)	(根拠法規)	(様式)	(1)～(10の6) [略]			(10の7) 軽自動車税 <u>(種別割)</u> の免除に係る否認決定について	<u>法第463条の23</u> 条例第71条	第10号の7様式	(10の8)～(18) [略]			(19) 軽自動車税 <u>(種別割)</u> 納税証紙	条例第71条の2第2項	第19号様式	(20) 軽自動車税 <u>(種別割)</u> 証紙納税済印	条例第71条の2第3項	第20号様式	(21) 軽自動車税 <u>(種別割)</u> 納税証明書	第23条	第21号様式
(種別)	(根拠法規)	(様式)																																									
(1)～(10の6) [略]																																											
(10の7) 軽自動車税の免除に係る否認決定について	<u>法第456条</u> 条例第71条	第10号の7様式																																									
(10の8)～(18) [略]																																											
(19) 軽自動車税納税証紙	条例第71条の2第2項	第19号様式																																									
(20) 軽自動車税証紙納税済印	条例第71条の2第3項	第20号様式																																									
(21) 軽自動車税納税証明書	第23条	第21号様式																																									
(種別)	(根拠法規)	(様式)																																									
(1)～(10の6) [略]																																											
(10の7) 軽自動車税 <u>(種別割)</u> の免除に係る否認決定について	<u>法第463条の23</u> 条例第71条	第10号の7様式																																									
(10の8)～(18) [略]																																											
(19) 軽自動車税 <u>(種別割)</u> 納税証紙	条例第71条の2第2項	第19号様式																																									
(20) 軽自動車税 <u>(種別割)</u> 証紙納税済印	条例第71条の2第3項	第20号様式																																									
(21) 軽自動車税 <u>(種別割)</u> 納税証明書	第23条	第21号様式																																									
<p>第32条の2 次の各号に掲げる申告書その他の書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>(種別)</td> <td>(根拠法規)</td> <td>(様式)</td> </tr> <tr> <td>(1)～(17) [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(17の2) 軽自動車税に係る標識の再交付申請書</td> <td>第21条第6項</td> <td>第38号の2様式</td> </tr> <tr> <td>(18)～(30) [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(種別)	(根拠法規)	(様式)	(1)～(17) [略]			(17の2) 軽自動車税に係る標識の再交付申請書	第21条第6項	第38号の2様式	(18)～(30) [略]			<p>第32条の2 次の各号に掲げる申告書その他の書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>(種別)</td> <td>(根拠法規)</td> <td>(様式)</td> </tr> <tr> <td>(1)～(17) [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(17の2) 軽自動車税 <u>(種別割)</u> に係る標識の再交付申請書</td> <td>第21条第6項</td> <td>第38号の2様式</td> </tr> <tr> <td>(18)～(30) [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(種別)	(根拠法規)	(様式)	(1)～(17) [略]			(17の2) 軽自動車税 <u>(種別割)</u> に係る標識の再交付申請書	第21条第6項	第38号の2様式	(18)～(30) [略]																				
(種別)	(根拠法規)	(様式)																																									
(1)～(17) [略]																																											
(17の2) 軽自動車税に係る標識の再交付申請書	第21条第6項	第38号の2様式																																									
(18)～(30) [略]																																											
(種別)	(根拠法規)	(様式)																																									
(1)～(17) [略]																																											
(17の2) 軽自動車税 <u>(種別割)</u> に係る標識の再交付申請書	第21条第6項	第38号の2様式																																									
(18)～(30) [略]																																											

第4号様式（その3）、第4号の2様式、第10号の7様式、第19号様式、第20号様式、第21号様式、第23号様式、第36号様式及び第38号の2様式中「軽自動車税（種別割）」を「軽自動車税」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の神戸市市税条例施行規則の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度までの年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の神戸市市税条例施行規則の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。